

考え方

- 介護福祉士は、利用者の心身の状態に応じ日本語によるコミュニケーションを通じて、
 - ① 専門的知識・技術によるアセスメントと介護サービスの提供
 - ② 利用者、家族、他職員への指導
 - ③ 医療職等の他職種との連携を実践する専門職。

- 介護福祉士国家試験は、「介護を実践する専門職」として、必要とされる知識・技術が網羅的に備わっていることを確認・評価するもの。

- 二国間の経済上の連携強化・友好というEPAの趣旨から、日本語を母国語としない候補者が日本語のハンディキャップを補い、一人でも多く国家試験に合格できるように適切な配慮が必要。このため、わかりやすい日本語への改善など国家試験の改善策を進める。（具体的な国家試験の改善策は2・3頁を参照）

- 配慮に当たっては、
 - ・ 介護福祉士資格制度に対する信頼性の維持
 - ・ 候補者・受け入れ施設の研修・就労意欲を損なわないようにすること
 - ・ EPAによる合格者が専門職にふさわしく介護現場で活躍できるようにすることから、試験の質は維持。

- 併せて、学習支援の充実が必要。（具体的な学習支援の充実は4頁を参照）

《わかりやすい日本語への改善》

○ 設問の指示形式を肯定表現に統一

例：「適切でないものはどれか」、「誤っているものはどれか」等の否定表現は用いない

○ 文章を短く区切る、構文を単純化、主語を明示など

例：左大腿骨頸部骨折(femoral neck fracture)で入院していた軽度の認知症(dementia)のあるAさんが、介護老人保健施設に入所し2週間が経過した。

→ Aさんは軽度の認知症(dementia)がある。Aさんは左大腿骨頸部骨折(femoral neck fracture)で入院していたが、退院した。そして、2週間前に介護老人保健施設に入所した。

○ できるだけわかりやすい用語、表現に見直し

例：段階的に減らしていく → 少しずつ減らしていく 施設入所 → 施設への入所

○ 英語に原語を持つカタカナの英語併記

例：ワーク・ライフ・バランス → ワーク・ライフ・バランス(work-life balance)
アセスメント → アセスメント (assessment)

○ 化学物質名に化学記号の併記

○ 元号表記は、西暦に元号の併記

○ 専門用語でも、平易に置き換えた用語で現場に定着しているものは、通称を併記

例：通所介護（デイサービス）事業所 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

《わかりやすい日本語への改善（続き）》

- 日本の社会・文化的背景を伴う用語については、日本で就労し介護する上で必要であり、排除できないが、置き換えられる場合には検討。
- 試験問題の日本語表記について助言する日本語専門家を試験実施機関に新たに配置

等

《漢字へのふりがな付記》

- EPA候補者への特例として、全ての漢字にふりがなを付記
 - ※ ふりがなが多すぎるとかえって読みにくくなるとの意見もふまえ、選択可能の方式とする

《試験時間について》

- 一般の受験生の1.5倍に延長

《母国語・英語での試験とコミュニケーション能力試験の併用》

- ・ 利用者や他職員等とのコミュニケーションで日本語は不可欠
 - ・ 受け入れ施設関係団体や合格者からも、否定的な見解が多数
- 試験は日本語によるものとし、わかりやすい日本語への改善、全ての漢字のふりがな付記、試験時間の延長等で配慮

介護福祉士候補者の学習支援策の充実

訪日前

日本語研修（訪日前）

訪日後

介護導入研修（約10日）
日本語研修（訪日後6か月間）

受入れ施設での就労・研修中

1. 受入れ施設での学習経費の支援（22年度～）
候補者1人当たり年間235千円
(1)日本語講師や養成校教員等の受入れ
(2)日本語学校への通学
(3)模擬試験や介護技術講習会への参加 等
2. 外国人介護福祉士候補者学習支援事業（22年度～）
(1)日本語、介護分野の専門知識と技術、日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修（22年度～）
(2)介護分野の専門知識に関する通信添削指導（23年度～）
(3)介護福祉士の資格を取得できずに帰国した候補者の母国での再チャレンジ支援（24年度～）
(模擬試験・通信添削指導の実施、学習相談窓口の設置)
3. 国際厚生事業団による受入支援
(1)巡回訪問指導（20年度～）
(2)相談窓口の設置（20年度～）
(3)日本語・漢字統一試験（21年度～）※漢字21年度～、日本語（就労時）22年度～
(4)受入施設担当者向けの説明会（21年度～）
(5)過去の国家試験問題の翻訳（インドネシア語、英語）版の提供（22年度～）
(6)学習教材の配布（全12冊）（20年度から順次冊数を追加）
(7)就労開始から国家試験までの日本語段階別の「学習プログラム」提示（22年度～）

<新たな支援策の充実>

- (1)受入施設が作成する研修計画、研修プログラムのための標準的かつ具体的な学習プログラムの提示
- (2)研修担当者の支援（指導マニュアルの策定や研修会の実施）
- (3)成功事例の共有のための指導ノウハウ等の冊子配布

介護福祉士国家試験受験